



令和
8年10月
から

0～2歳の通院費が無料となりました

新発田市子ども医療費助成制度

新発田市では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの一環として、高校卒業年齢までのお子さんの医療費について、次のとおり助成しています。

対象者

新発田市に住民登録があり、健康保険に加入している高校卒業年齢までのお子さん
※ ひとり親家庭等医療費助成（県親）、重度心身障害者医療費助成（県障）または生活保護を受給している方はそちらの制度が優先され、対象外となります。

助成内容

保険診療にかかる自己負担額（2割または3割）のうち、次の一部負担金を控除した残りの額を助成します。

● 通 院：1回 530円（満たない場合はその額）

※同じ医療機関において月4回まで負担。5回目以降は無料

※0～2歳は無料（満2歳に達した日以後最初の3月31日まで）

● 入 院：無料

● 薬 局：無料

● 訪問看護：1日 250円

受診の方法

マイナ保険証等



新発田市 子ども 医療費受給者証	
子	新発田市 01500061
受給者氏名	新発田市 01500060
子ども氏名	
子ども性別	
生年月日	
住所	
健康保険	
受給期間	
発行機関	
交付年月日	

県内の医療機関を受診するときに、マイナ保険証等と「子ども医療費受給者証」を提示すると、助成が受けられ、窓口での支払いが一部負担金のみとなります。

※ 受診ごとに必ず窓口で「受給者証」を提示してください。

注意！

助成の対象とならないもの

- 健康保険が適用されない医療費（健康診断・予防接種・文書料・個室代など）
- 学校や保育園でのけがなどで日本スポーツ振興センターの給付が受けられる場合
- 交通事故など、第三者行為によりけがをした場合
- 他の医療費助成制度の適用分

こんなときは必ず届け出をしてください！

- ・ 加入している健康保険が変わったとき
- ・ 住所・氏名等、受給者証に記載のある事項に変更があったとき
- ・ 他の市町村へ引っ越しされるとき
- ・ ひとり親家庭等医療費助成（県親）、重度心身障害者医療費助成（県障）または生活保護を受けることになったとき



【持ってくるもの】

申請者の本人確認書類（運転免許証など）、受給者証、お子さんの健康保険の資格情報
が確認できるもの（マイナ保険証など）

新発田市から引っ越したら
「受給者証」は返してね





- 申請の受付期間：受診日の翌月から6か月以内**



これらを
持って

受付窓口

領 収 証				

領収

領収証（保険点数、受診
されたお子様の氏名が記
載されたもの）

※1 カ月分をまとめて申請

普通預金通帳

様

BANK

受給者名義の振込先口座 のわかるもの

- ・本庁舎 2 階こども課
- ・各支所 1 階住民福祉係

(注) 入院等で保険適用分の自己負担額が高額となった際は、左記に加えて、認印、別途書類が必要となる場合があります。

マイナ保険証等を持たずに受診した場合や治療用装具（コルセット、弱視用眼鏡）を作製した場合などで、健康保険から払い戻しを受けたときは子ども医療費助成も受けられますので、上記持ち物に加え「健康保険からの支給決定通知書」「医師の証明書（治療用装具の場合）」を持って申請してください。



- 学校（部活動含む）や保育園管理下でのけが等で診察を受けるときは、「日本スポーツ振興センターの災害給付制度」が適用されます。医療機関にその旨を伝え、「子ども医療費受給者証」を提示せず「マイナ保険証等」のみで受診してください。なお、医療機関に一旦支払った医療費は、後日、学校等を通じて給付されます。（詳しくは、学校等にお尋ねください。）
- 「小児慢性特定疾患」など国の公費負担制度の受診券等をお持ちの場合は、「マイナ保険証等」「子ども医療費受給者証」と併せて医療機関に提示してください。
- 窓口での支払いが軽減される「限度額適用認定証」がご加入の健康保険組合等から交付される場合があります。詳しくはご加入の健康保険組合等にお問い合わせください。

こんなときは
受給者証を返還
してください

転出などで資格がなくなったときは、速やかに受給者証をお返してください。

※ 資格がないまま受給者証を使用した場合、助成額を返還していただきますので、ご注意ください。



**お問い合わせ
ご相談は…**

こども課 子育て支援係（子ども医療費助成担当）
TEL（０２５４）２８－９２３２（直通）